

茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱

市街化調整区域（都市計画下水道事業認可区域外）における公共下水道整備に関する要綱（平成10年1月1日実施）の全部を改正する。

（趣旨）

第1 この要綱は、北部大阪都市計画下水道事業計画の認可を受けた市街化調整区域における公共下水道の整備に伴い、近接する事業計画の認可区域外の公共下水道の整備（以下「公共下水道整備」という。）及びこれに係る費用の負担等について、必要な事項を定めるものとする。

（対象宅地）

第2 この要綱において公共下水道整備を行う対象となる土地は、市街化調整区域内にあり、当該市街化調整区域の公共下水道の整備に関連して下水道の処理が可能となる事業計画の認可区域外の区域の宅地（都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の開発許可を受けた土地を含む。第3及び第6において「対象宅地」という。）とする。

（受益者）

第3 この要綱において「受益者」とは、対象宅地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。第6において「地上権等」という。）の目的となっている対象宅地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人と当該対象宅地の所有者とで協議して定めた双方のいずれかの者をいう。

（受益者の変更）

第4 第3の受益者に変更があったときは、当該変更に係る当事者の一方又は双方は、遅滞なく公共下水道受益者変更申告書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の規定により受益者変更の届出があったときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を継承するものとする。ただし、第6の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

3 第6及び第7の規定は、変更により新たに受益者となった者に納付させる負担金

の額及びその納付期日等について準用する。

4 従前の受益者の負担義務の消滅した額は、公共下水道整備負担金納付義務消滅・変更決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（整備の申出）

第5 受益者が公共下水道整備（整備された後の施設の利用を含む。以下この項及び第12において「整備」という。）を希望するときは、市長に整備を申し出なければならない。

2 前項の規定による申出は、公共下水道整備申出書（様式第3号）に次の書類を添えて市長に提出して行うものとする。

(1) 位置図及び公共樹設置の位置を示す図面

(2) 第3ただし書の規定による協議が行われた場合は、それを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、承認又は不承認について決定し、公共下水道整備承認・不承認決定通知書（様式第4号）により受益者に通知するものとする。

（負担金の額）

第6 受益者が負担する負担金の額は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める1平方メートル当たりの負担額（開発行為及び土地区画整理事業により設置されたもので、本市に移管され、又は移管される予定の下水道施設に係る対象宅地にあつては、同表開発者施工の項に定める1平方メートル当たりの負担額）に受益者が所有し、又は地上権等を有する対象宅地の公簿面積（当該対象宅地に水路に提供されている土地がある場合は、その土地の面積を除く。）を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（負担金の徴収、納期等）

第7 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、負担金の額が少額るとき又は受益者から一括納付の申出があったときは、この限りでない。

2 前項の規定による負担金の分割納付は、負担金を20回に等分した額（以下この項及び第9において「期別納付額」という。）を、毎年度、次に定める納期に納付しなければならない。ただし、各期別納付額に10円未満の端数があるときは、初回の期別納付額に加算するものとする。

第1期 7月15日から7月末日まで

第2期 9月15日から9月末日まで

第3期 11月15日から11月末日まで

第4期 翌年2月15日から2月末日まで

3 前項の期別納付額が500円未満となるときは、その額が500円となるまで分割納付

回数を減じ、期別納付額に500円未満の端数があるときは、初回の期別納付額に加算するものとする。

4 負担金の納付の通知は、公共下水道整備負担金納付通知書（様式第5号）によるものとする。

（繰上げ納付）

第8 市長は、既に負担金の額の確定した受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、納期前であっても負担金を繰り上げて納付させることができる。

(1) 国税、地方税その他公課の滞納により滞納処分を受けるおそれがあるとき。

(2) 強制執行を受けるおそれがあるとき。

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 競売の開始を受けたとき。

(5) 受益者である法人が解散したとき。

(6) 受益者の死亡により相続人が限定承認をしたとき。

(7) 偽りその他不正の行為により負担金の徴収を免れようとしたとき。

（負担金の納期前納付）

第9 受益者は、負担金の期別納付額を納期前に納付することができる。

2 第7第1項ただし書の規定による負担金の一括納付は、期別納付額の納期前の納付とみなす。

3 前2項の規定により負担金を納期前に完納した受益者には、納期前に完納した期別納付額の100分の0.3に納期前の月数（1月未満の端数があるときは、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の報奨金を交付する。ただし、その額が100円未満となる場合には、報奨金を交付しない。

4 前項の報奨金を受けようとする者は、公共下水道整備負担金納期前納付報奨金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、繰替払の方法によるときは、この限りではない。

（負担金の減免）

第10 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 公共下水道整備事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

3 前項の規定による負担金の減免を受けようとする受益者は、公共下水道整備負担金減免申請書（様式第7号）にその理由を記載して市長に提出しなければならない。

4 第2項の減免をする場合の基準は、別表第2のとおりとする。

（住所の変更）

第11 受益者が住所を変更したときは、速やかに公共下水道受益者住所変更届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（協定の締結）

第12 第5第3項の規定による公共下水道整備の承認決定を受けた受益者は、次の事項について市長と協定を締結しなければならない。

(1) 整備事業の施工に関すること。

(2) 負担金の額、納付方法及び納付時期に関すること。

(3) 第10の減免申請があったときは、減免面積及び減免率に関すること。

(4) その他市長が必要と認めること。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、公共下水道整備及びこれに係る費用の負担等について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月24日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

別表第1

区 分	1平方メートル当たりの負担額
開発者施工	655円
市 施 工	1,000円

別表第2

	対象となる土地	減免割合率		対象となる土地	減免割合率
国有地	国立学校用地	75%	民営鉄道	軌道用地(プラットホームを含む。)	75%
	国立社会福祉施設用地	75			
	警察法務収容施設用地	75	社会福祉施設	社会福祉法第2条に規定する事業で、同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設に係る土地(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	75
	一般庁舎用地	50			
	国立病院用地	25			
	有料の国家公務員宿舎用地	25			
地方公共団体有地	公立学校用地	75	福祉法に基づく施設	老人福祉法第14条、知的障害者福祉法第18条及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設に係る土地(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	75
	公立社会福祉施設用地	75			
	一般庁舎用地	50			
	地方公共団体の経営する企業用財産となつている土地	25	私立学校	学校教育法第1条に規定する学校で、私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、学校の目的に使用している土地(管理者又は職員等が住居に使用する敷地を除く。)	50
	有料の職員(地方公務員)宿舎用地	25			
公社有地	有料の公社職員宿舎用地	25			
公用財産	図書館、市民会館、公民館、保育施設、これらに準ずる施設用地	75	宗教法人	宗教法人法第2条に掲げる神社、寺院、教会等の宗教法人が、第2条本文に規定する目的のため、使用する土地及びこれに準ずる土地(宗教法人が本来の目的に使用していない土地は除く。)、墓地、境内地	(1)墓地 100 (2)境内地 50
集会所等	自治会等が公に使用する集会所等の敷地、これに準ずる敷地	75			
消防施設	消防団が器具、備品等を格納する土地	100	道水路	利用状況等に応じて減免する必要があると認められる土地	その状況に応じて決定する。
児童遊園	児童福祉法第40条に規定する児童遊園等に係る土地	100	提供者	公共下水道整備事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した者が所有し、又は使用する土地	その状況に応じて決定する。
生活保護	公の生活扶助を受けている者に係る土地	100	その他	その他実情に応じて減免する必要があると認められる土地	その状況に応じて決定する。

様式第1号

公共下水道受益者変更申告書

年 月 日

(申告先) 茨木市長

住所-----
新受益者

氏名----- (印)

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

住所-----
旧受益者

氏名----- (印)

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

次の土地について受益者に変更があり、また当該土地にかかる負担金について下記のとおり納付したいので、茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱第4第1項の規定により申告します。

記

(1) 受益者変更にかかる土地について

土地の所在地	地目	面積	異動面積	異動の原因	異動の年月日	備考
		m ²	m ²			
		m ²	m ²			
		m ²	m ²			
		m ²	m ²			

(2) 公共下水道整備負担金の納付について

区分		金額	摘要
変更受益地にかかる負担金 (滞納額及び今後の納付額)		円	
上記のうち	旧受益者が納付する負担金	円	年 期まで
	新受益者が納付する負担金	円	年 期から
備考			

様式第3号

公 共 下 水 道 整 備 申 出 書

年 月 日

(申出先) 茨木市長

(受 益 者)

住 所

氏 名

印

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電 話

茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱第5第1項の規定により、別添図面のとおり公共下水道整備を実施されるよう（利用したいので）必要書類を添えて申し出ます。

なお、整備にかかわる負担金については、市で定めた額を納付します。

対 象 宅 地		所 有 者	
所 在 地	面 積	住 所	氏 名
	m ²		

所 有 者 以 外 の 受 益 者 (権 利 者)		
住 所	氏 名	権 利 の 種 類

添付書類

- 1 位置図及び公共柵設置の位置を示す図面
- 2 要綱第3ただし書の規定による協議が行われた場合は、それを証する書類
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号

年 月 日

茨木市指令下第 号

公共下水道整備承認・不承認決定通知書

(受 益 者)

住 所

氏 名 様

茨 木 市 長



年 月 日付で申出のあった公共下水道の整備については、次のとおり決定したので、茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱第 5 第 3 項の規定に基づき通知します。

整備の可否	1 承認	2 不承認
不承認の理由		

(注) 整備事項については、受益者と協定を締結して決定する。

公共下水道整備負担金納付通知書

納付者住所・氏名	
----------	--

下記のとおり納付してください。

年 月 日

茨 木 市 長



通知書番号				
期 別	第1期	第2期	第3期	第4期
納付金額	円	円	円	円
納 期 限				

全 期 分		
全期納付額	前納報奨金	差引納付額
円	円	円
前 納 年 度	前納月数	有効期限
		末日

款: 諸収入	項: 雑入	目: 雑入	節: 雑入
--------	-------	-------	-------

様式第6号

公共下水道整備負担金
納期前納付報奨金交付申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

(交付申請者)

住 所

氏 名

㊟

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電 話

茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱第9第4項の規定により次のとおり申請します。

負担金納期前納付年月日		年	月	日
納 付 内 訳			納 付 額	
年度 期分～		年度 期分		円
報 奨 金 算 出 式	(期別納付額)×(報奨定率)×(納期前月数)=報 奨 額			
	(円)×(0.003)×(545ヶ月)= 円			
備 考 欄				
				受 付 日 付 印

様式第7号

公共下水道整備負担金減免申請書

年 月 日

(申請先) 茨木市長

(受益者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

電 話 _____

次の理由により、負担金の減免について茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱第10第3項の規定により申請します。

申 請 地			減免申請面積	
		m2	m2	
		m2	m2	
		m2	m2	
		m2	m2	
申 請 理 由				

附近案内図(目標物を記入してください。)



物件拡大図(必ず長さを明記の上求積してください。)



備 考

様式第8号

公共下水道受益者住所変更届出書

年 月 日

(届出先) 茨木市長

(受益者)

住 所

氏 名

㊞

※氏名が自署の場合は、押印不要です。

次のとおり住所に変更がありましたので、茨木市北部大阪都市計画下水道事業認可区域外における公共下水道の整備に関する要綱11の規定により届出します。

区 分	受 益 者
新 住 所	
旧 住 所	

(注) 受益者は住所を変更したときは、本書を速やかに市長に提出してください。